**資料　4**

（電動立上り補助いす）

# 工業標準の制定・日本工業規格の改正に関する説明資料

**制定・改正の別**

制定

**工業標準案・日本工業規格の改正案の番号及び名称**

規格番号　　JIS

規格名称　　電動立上り補助いす

**主務大臣**

経済産業大臣専管

**工業標準化法上の適用条文**

第２条１号鉱工業品の種類、安全度

**制定・改正の内容等に関する事項**

・制定・改正の必要性及び期待効果

高齢者や障害者が使用する立ち上がり補助機能の付いたいすについて、現在安全性を担保する基準が無く、利用者は選択の目安を持たない。ＪＩＳマーク制度が改正され福祉用具にマーク貼付が可能になる。そこで、安全で品質の高い製品をＪＩＳマークにより判別可能にするため、製品規格の作成が必要となる。これによって、製品の安全性の向上が期待される。

・規定項目又は改正点

１適用範囲
２引用規格
３用語及び定義
４種類
５各部の名称
６要求事項
７試験環境及び試験装置
８試験方法
９表示及び取扱説明書

・制定・改正の主旨

利害関係者申出（法１２条）の場合：利害関係人からの申出に係る取り扱い基準（別表）

(1)利点がある場合の項目

オ，カ，ク

(2)欠点があるとする項目に該当しないことを確認

(3)国が主体的に取り組む分野への該当

該当（消費者保護の観点から必要な分野）

**原案作成に関する事項**

・原案作成状況

| | |
|---|---|
| 原案作成年度 | 平成１８年度 |
| 原案作成機関名 | 日本福祉用具・生活支援用具協会<br>財団法人　日本規格協会 |

| | | |
|---|---|---|
| 原案作成委員会構成 | a. 生産者側委員会 | 3　名 |
| | b. 使用消費者側委員会 | 4　名 |
| | c. 販売側委員会 | 1　名 |
| | d. 中立･学識経験者委員 | 7　名 |

備考）原案作成委員会の構成表及び開催状況（小委員会、分科会を含む）
別紙に記載のとおり

・原案作成区分
法１２条による：ＪＳＡ

・経済産業省所轄原局原課の意見　賛成
原局原課名　サービス産業課

・利害関係者申出（法 12 条）の場合：提案原案の素案に関する情報
提案原案は原案作成段階で創作されている。

・原案の様式等調整
ＪＳＡが調整済み

・原案作成の審議中問題となった点（少数意見を含む）

１．適用範囲　ばねにより立上り補助を行う製品は電動機構と異なるため適用範囲から除外する。タイトルに電動を明記した。

２．種類　市販されている製品の大半はリクライニング機能を持つため、リクライニング機能ありと機能なしで区別した。また、利用者の最大体重による区分を設けた。

３．外観及び構造　すき間による指の挟みこみと首などの挟みこみを防止するための規定について、製品の機能を実現するために最低限必要な機構を認めながら安全を確保する規定を作成した。

４．性能　異物停止装置の感度を他のＪＩＳ及びＩＳＯなどを基に３０Ｎとした。昇降速度は流通されている製品の性能と利用者の特性を勘案し３０ｍｍ／ｓ以下とした。電気部品の安全性は関係当局の指導により電気用品安全法による規定とした。

５．試験方法　強度試験などは利用者の最大体重区分による負荷試験とした。耐久性試験は１万回とし促進試験を許した。湿式絶縁性能試験は失禁による感電を想定した試験とした。

・原案作成の審議中に行った調査、試験等の概要
　独立行政法人製品評価技術基盤機構が開発したリクライニング機能ありにおける後方安定性評価方法を原案作成委員会で審議した結果、新規試験法として規定に盛り込んだ。評価法開発に当たりリクライニング機能をシミュレートする装置に被験者を座らせ、座面及び背もたれにかかる負荷をリクライニング角度及び被験者体重をパラメータとして測定した。測定結果に基づき座面と背もたれの負荷を規定した。

**国際流通への影響に関する事項**

・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性
無

・海外規格の状況と本規格との関係
該当なし

・JIS の制定・改正が輸入に悪影響を及ぼさない理由
その他（具体的に）この規格に対応した製品は、海外からの輸入品と同程度であり、輸入の障害とはならないと考えられる。

・審議過程における外国人参加・意見受付の有無
無

・生産・輸出入状況
年間生産数量　　２００００台
（生産額 １５０００００００円 ）
年間の輸出数量　０
（輸出額 ０ ）
年間の輸入数量　１０００台
（輸入額 １０００００００円 ）
出典　　福祉用具産業市場動向調査報告ＪＡＳＰＡ
統計年度　　平成１６年度

・既制定の類似・関連 JIS との関係

・関連する強制法規
無

・関連する公共調達基準
無

・工業所有権等知的財産権
無

・著作権
提案者が保有　　［ 団体名　日本福祉用具・生活支援用具協会
連絡先　東京都港区愛宕１－２－２　虎ノ門９森ビル９階 ］
［ 団体名　財団法人　日本規格協会
連絡先　東京都港区赤坂４－１－２４ ］

・品目指定の有無（又は予定）
無→　非指定を維持

・試験所認定制度の適用（継続的な非指定品目について）
適用していない

別紙

１．工業標準原案名

・ 電動立上り補助いす

２．原案作成委員会の委員構成表

（本委員会）

| No | 区　分 | 氏　名 | 所　属 | 種　別 |
|---|---|---|---|---|
| １ | 委員長 | 田中　　繁 | 国際医療福祉大学大学院 | 中立者 |
| ２ | 委員 | 小林　　肇 | 独立行政法人産業技術総合研究所 | 中立者 |
| ３ | 委員 | 北島　栄二 | 厚生労働省 | 中立者 |
| ４ | 委員 | 髙木　憲司 | 厚生労働省 | 中立者 |
| ５ | 委員 | 佐藤　順子 | 社団法人日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会 | 消費者 |
| ６ | 委員 | 佐伯　美智子 | 財団法人日本消費者協会 | 消費者 |
| ７ | 委員 | 早川　宏子 | 東京YMCA医療福祉専門学校 | 消費者 |
| ８ | 委員 | 橋本　洋平 | 那須脳神経外科病院 | 消費者 |
| ９ | 委員 | 関　　健志 | 国際医療福祉大学大学院 | 中立者 |
| １０ | 委員 | 植木　伸次 | パラマウントベッド株式会社 | 生産者 |
| １１ | 委員 | 竹原　成規 | 株式会社イトーキ | 生産者 |
| １２ | 委員 | 小田　敬一 | 株式会社コムラ製作所 | 生産者 |
| １３ | 委員 | 大脇　兼弘 | 株式会社ヤマシタコーポレーション | 販売者 |
| １４ | 委員 | 友成　安伸 | 有限責任中間法人日本福祉用具評価センター | 中立者 |
| １５ | 委員 | 越山　健彦 | 財団法人製品安全協会 | 中立者 |
| １６ | 関係者 | 渡辺　直人 | 経済産業省 | － |
| １７ | 関係者 | 相澤　幸一 | 経済産業省産業技術環境局 | ― |
| １８ | 関係者 | 天野　正喜 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 | ― |
| １９ | 関係者 | 八田　　勲 | 財団法人日本規格協会 | ― |
| ２０ | 関係者 | 大谷　伸一 | 財団法人日本文化用品安全試験所 | ― |
| ２１ | 事務局 | 清水　壮一 | 日本福祉用具・生活支援用具協会 | ― |
| ２２ | 事務局 | 高橋　俊仁 | 日本福祉用具・生活支援用具協会 | ― |

（分科会）

| No | 区　分 | 氏　名 | 所　属 | 種　別 |
|---|---|---|---|---|
| １ | 委員長 | 小林　　肇 | 独立行政法人産業技術総合研究所 | 中立者 |
| ２ | 委員 | 関　　健志 | 国際医療福祉大学大学院 | 中立者 |
| ３ | 委員 | 山田　次雄 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 | 中立者 |
| ４ | 委員 | 越山　健彦 | 財団法人製品安全協会 | 中立者 |
| ５ | 委員 | 友成　安伸 | 有限責任中間法人日本福祉用具評価センター | 中立者 |
| ６ | 委員 | 田中　　繁 | 国際医療福祉大学大学院 | 中立者 |
| ７ | 委員 | 早川　宏子 | 東京YMCA医療福祉専門学校 | 消費者 |
| ８ | 委員 | 植木　伸次 | パラマウントベッド株式会社 | 生産者 |
| ９ | 委員 | 竹原　成規 | 株式会社イトーキ | 生産者 |
| １０ | 委員 | 小田　敬一 | 株式会社コムラ製作所 | 生産者 |
| １１ | 委員 | 大脇　兼弘 | 株式会社ヤマシタコーポレーション | 販売者 |
| | 事務局 | 清水　壮一 | 日本福祉用具・生活支援用具協会 | ― |
| | 事務局 | 高橋　俊仁 | 日本福祉用具・生活支援用具協会 | ― |

３．原案作成委員会開催状況（小委員会、分科会を含む。）

| 開催年月日 | 開催場所 | 出席者数 | 欠席者数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| H17年12月1日 | JASPA会議室 | 13 | 2 | 第1回分科会 |
| H18年3月2日 | 〃 | 15 | 0 | 第2回分科会 |
| H18年5月10日 | 〃 | 6 | 0 | 第1回WG |
| H18年5月19日 | 〃 | 32 | 1 | 第1回本委員会 |